

五 取消年月日 令和八年五月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 鎌田設備工業株式会社

二 代表者の氏名 坂野泉

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤野一丁目六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第七一六二号

五 取消年月日 令和八年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 鎌田設備工業株式会社

二 代表者の氏名 坂野泉

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤野一丁目六の二

四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第七一六二号

五 取消年月日 令和八年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 青森伐採レスキュー株式会社

二 代表者の氏名 袖平純二

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吹三の三九九

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三〇〇七四八号

五 取消年月日 令和八年五月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社アライズMT

二 代表者の氏名 岡沼剛

三 主たる営業所の所在地 八戸市東白山台三丁目一七の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第三〇〇八二五号

五 取消年月日 令和八年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 丸幸建設

二 氏名 吹越麻利子

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二一五五

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第五〇〇四九三号

五 取消年月日 令和八年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社青森計装

二 代表者の氏名 植田修史

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の三五むつ小川原ビル

一〇二号

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第五〇〇八〇四号

五 取消年月日 令和八年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 松尾建設有限公司

二 代表者の氏名 米田満

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一〇五七二号

五 取消年月日 令和八年四月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社松本水道

二 代表者の氏名 松本明朗

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町苗振谷地四〇の八

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第五五五六号

五 取消年月日 令和八年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ONE

二 代表者の氏名 須田山徹雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字東小稲一七四の一四五

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第五〇〇七〇五号

五 取消年月日 令和八年五月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年六月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 勝電気工業株式会社
- 二 代表者の氏名 附田久志
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字乙供六二の四〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―四)第八七五二号
- 五 取消年月日 令和八年五月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十五日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察通信指令システム賃貸借契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札

四 落札者を決定した日
令和八年六月一日

五 落札者の名称及び住所
FLCS株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 落札金額
千八百万七千円

七 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
令和八年四月十七日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭